

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由と内容

個人番号を利用する事務において利用する特定個人情報を追加することから、条例を改正する。

新旧対照表

新			旧		
○大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年9月30日 条例第59号			○大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 平成27年9月30日 条例第59号		
第1条から第4条まで（略） 別表（第3条関係）			第1条から第4条まで（略） 別表（第3条関係）		
項	事務	特定個人情報	項	事務	特定個人情報
1～16 （略）			1～16 （略）		
17	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、児童育成手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、 <u>児童手当関係情報、 年金給付関係情報、 特別障害給付金関係情報、 年金生活者支援給付金関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であ	17	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報、児童育成手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの

新			旧		
		って規則で定めるもの			
18 (略)			18 (略)		
19	大田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 <u>外国人生活保護関係情報、戸籍関係情報又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	19	大田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 (略)			20 (略)		
21	大田区乳幼児、 <u>義務教育就学児及び高校生等</u> の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第34号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	21	大田区乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成19年条例第34号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22～36 (略)			22～36 (略)		
37	認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対する利用者負担額の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>児童育成手当関係情報</u> <u>又は公的給付支給等口座登録簿関係情報</u> であって規則で定めるもの	37	認可外保育施設等を利用する児童の保護者に対する利用者負担額の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、児童扶養手当関係情報又は児童育成手当関係情報であって規則で定めるもの
38	併設型定期利用保育事業を利用する児童の保護者に対する利用者負担額の補助	同	38	併設型定期利用保育事業を利用する児童の保護者に対する利用者負担額の補助に関する事務で	同

新			旧		
	に関する事務で あって規則で定 めるもの			あって規則で定 めるもの	
39 (略)			39 (略)		
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表21の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>					